議会運営委員会

他都市行政調查 実施報告書

広島県東広島市 10月31日 議会運営と議会改革について

1. 東広島市の概要

人口:190,573人(令和5年11月末現在)

面積:635.16 Km²

合併:昭和49年4月に西条・八松本・志和・高屋の4町の合併により市と

なり、更に、平成17年2月黒瀬・福富・豊栄・河内・安芸津の5町

が合併している。

2. 実施の目的

東広島市議会は一問一答方式導入が平成22年、議会基本条例の制定は平成25年で、その検証は2年かけて行っており、また、一般質問での資料掲示にタブレット画面を議場モニターにて表示を行なっている。令和3年4月にオンライン会議の開催が可能となるよう規則改正を行うなど、先進的な取り組みが実施されていることから、岩見沢市議会が取り組む議会基本条例の検証方法、一問一答方式の実施方法及びICTの活用の参考とするため調査を実施する。

3. 調查項目

- ◇議会基本条例の検証について
 - ①検証方法
 - ②検証に必要な期間 (スケジュール)
 - ③公表方法
- ◇一問一答方式の課題について
 - ①一問一答方式を選ぶ議員の割合や新人議員の研修
 - ②一問一答方式を活用するための準備や、有効な質問とするための質問 内容や項目、聞き方について
- ◇ICTの活用について
 - ①スキル向上の取組み
 - ②議場におけるタブレット端末やスクリーンの活用
 - ③本会議場における、文字表示など聴覚障害者等へのバリアフリー化



4. 今後の展開について

- ◇平成 25 年に議会基本条例を制定しているが、条例の検証については条文の中に適切な時期とだけ明記されており、平成 30 年に議会運営委員会で検証の必要性の発言を受け検証に入る。約 1 年を要し、検証手法と検証スケジュールを決定し、他市議会の検証項目を参考に独自様式の検証作業シートを作成した。検証にあたっては、毎回、会派ごとに意見を取りまとめ、検証作業や検討会議を 24 回開催し議長に答申している。検証には、おおよそ 2 年の期間を要している。
- ◇平成22年、一問一答方式の導入当初は、若干名の議員が一括質問を行なっていたが、すぐに全員が一問一答方式を採用。その後一括質問をする議員がいないため実態に合わせて、申し合わせ事項で一括質問を廃止した。また、新人は10人いるが、議員となった当初から一問一答方式しか選択肢が無く、問題なく馴染んでいるため、一問一答方式のための研修は実施していないが、質問力を高める質問の仕方の研修を実施している。
- ◇平成28年から一般質問での議員が作成した資料や写真のタブレット画面を 議場の90インチの大型モニターに表示している。(周囲にも複数のモニター を設置)半数近くの議員が利用している。さらに議場の音声を音声認識シス テムがリアルタイムで文字化し、議場モニターへ字幕表示できるシステムの 導入に向けて現在準備中で、12月定例会より試験運用を実施、問題がなけ れば継続的に実施とのこと。また令和3年4月に、災害時や感染症拡大時に オンライン会議の開催が可能となるよう規則等について改正を行なってい る。
- ◇岩見沢市議会基本条例は、毎年検証し公表することと規定されており、当 市議会は初めての検証をこれから行うが、検証シートの有効性と短期間で検 証作業を行うための検証スケジュールの重要性を再認識するものとなった。 一問一答方式については、導入を決定し12月定例会で試行期間を終了し検 証に入るが、当市議会での手法等について調査、研究の必要性を改めて認識 した。

タブレット、パソコンのデータを議会のモニターに表示が可能で、さらに、 リアルタイムで文字化しモニター表示を進めるなど、ICTが有効活用され ており、当市議会に大いに参考になるものである。

議会運営委員会

他都市行政調查 実施報告書

広島県呉市 11月1日 議会運営と議会改革について

1. 呉市の概要

人口: 205,747人(令和5年11月末現在)

面積:352.83 Km²

合併:明治35年10月1日市政施行、平成15年4月下蒲刈、同16年4月

川尻、同17年3月音戸、倉橋、蒲刈、安浦、豊浜、豊の8町と合併

2. 実施の目的

呉市議会は、早稲田大学マニフェスト研究所による地方議会を対象にした 「議会改革度調査2015ランキング」において、県内1位となった経緯が ある。議会基本条例は平成22年6月22日に施行され、検証を行ってきて いる。

また、平成27年12月より、タブレットを導入しペーパーレス化を図り議会で活用されていることから、岩見沢市議会が取り組む議会基本条例の検証の方法、一問一答方式の実施方法及びICTの活用の参考とするため調査を実施する。

3. 調查項目

- ◇議会基本条例の検証について
 - ①検証方法
 - ②検証に必要な期間 (スケジュール)
 - ③公表方法
- ◇一問一答方式の課題について
 - ①一問一答方式を選ぶ議員の割合や新人議員の研修
 - ②一問一答方式を活用するための準備や、有効な質問とするための質問 内容や項目、聞き方について
- ◇ICTの活用について
 - ①スキル向上の取組み
 - ②議場におけるタブレット端末やスクリーンの活用
 - ③本会議場における、文字表示など聴覚障害者等へのバリアフリー化



4. 今後の展開について

- ◇平成 22 年に呉市議会基本条例を制定し、議会改革に取り組んできている。 条例の検証は議会運営委員会で行っており、条文で一般選挙後速やかにとなっており、改選ごとに行っている。検証方法は検証シートを用い条文の運用・取組みを検証し、改正の要否を確認する。各会派で協議し委員会で取りまとめ本会議で報告する。なお、外部からの意見聴取はおこなわず、検証期間は、一般選挙後開催の議会運営委員会から検証作業を開始し12月定例会で報告となっている。
- ◇呉市議会では、一問一答方式と一括質問の選択制としていたが、平成24年6月に一問一答方式に一本化したが、平成27年9月に代表質問及び予算総体質問に関しては一問一答方式と一括質問の選択制に戻した経緯がある。質問に係る研修などは、現在のところ実施していないが、傍聴者にとっても一問一答方式の方が聞きやすいものと考えられているとのことである。また、質問は近年の当該自治体が抱える課題や、議員の政治思想や重点を置く分野などについて行われている。
- ◇呉市議会では、平成 27 年 12 月より、各議員にタブレット 1 台を貸与し事務の効率化及びペーパーレス化を図っている。

平成 28 年本会議場・協議会室・委員会室に大型モニターを設置しタブレットやパソコンからの情報表示が可能となった。また、電子表決システムを導入し、採決結果を見える化している。議場内での文字表示などによる視聴覚障害者等への行われていない。

平成30年に西日本豪雨により呉市内において甚大な被害が発生し、実際 タブレット端末を活用し、議員の安否確認や情報提供等について行なわれた 経緯がある。

◇基本条例の検証については、呉市では、改選ごとに検証が行われているが、 改選により議員の顔ぶれが変わっても、しっかりとした申し送りをしている ので、問題はないとのことである。呉市も検証シート用い会派ごとの協議の 後、議運で取りまとめ報告であり、あくまでも運用に対する評価改定が目的 と思われ、外部からの意見は求めていない。当議会では初めて検証を行うが、 検証期間を含め調査研究の必要性を認識した。

呉市議会では、現在でも一括質問と一問一答方式の選択制となっており、現在ほとんどの議員が一問一答方式を選択しているが、当市議会では一括質問を選択する議員が多い。一問一答方式の検証を行うが、検証後も、そういった現状を踏まえ調査研究が必要と考える。

タブレットを導入しペーパーレス化を図っているが、予算書・決算書は紙での配布を行なっていた。また、本会議場、協議会室及び委員会室に大型モニ

ターを設置し、資料の提示できる環境を推進している様子が窺えた。平成 30年の西日本豪雨に際し、タブレット端末を活用し議員の安否確認や情報 提供等行なっているが、懸念していた回線の集中による不具合も無く作業が 進められたことは大いに参考になるものである。

今後も、ICT の活用した議会運営には、費用等を含め、さらなる調査研究が必要と改めて認識した。

議会運営委員会

他都市行政調查 実施報告書

広島県廿日市市 11月1日 議会運営と議会改革について

1. 廿日市市の概要

人口: 116,015 人(令和5年11月1日現在)

面積:459.49 Km²

合併:平成15年3月佐伯町、吉和村、同17年11月大野町、宮島町が合併

2. 実施の目的

世日市市は、平成 25 年 4 月 1 日議会基本条例を制定し、議会改革に取り組んでいる。令和 3 年に議会基本条例施行から 10 年が経過し、条例の検証を行うべきという意見が議会内であり検討に入った。また議場の大型スクリーンで資料を表示している。岩見沢市議会が取り組む議会基本条例の検証方法、一問一答方式の実施方法及びICT の活用の参考とするため調査を実施する。

3. 調査項目

- ◇議会基本条例の検証について
 - ①検証方法
 - ②検証に必要な期間 (スケジュール)
 - ③公表方法
- ◇一問一答方式の課題について
 - ①一問一答方式を選ぶ議員の割合や新人議員の研修
 - ②一問一答方式を活用するための準備や、有効な質問とするための質問 内容や項目、聞き方について
- ◇ICTの活用について
 - ①スキル向上の取組み
 - ②議場におけるタブレット端末やスクリーンの活用
 - ③本会議場における、文字表示など聴覚障害者等へのバリアフリー化

4. 今後の展開について

◇平成23年より特別委員会を設置し、条例の調査検討を始め、平成25年より条例施行されている。事前調査によると、令和3年に議会基本条例の施行



から 10 年が経過し、条例の検証を行うべきとの意見が議会内であり、必要に応じ議会運営委員会で行うとのこと。

- ◇令和3年12月定例会より、一般質問は一問一答方式のみとなっている。 質問時間は一人30分とし、質問項目は大項目が3問、小項目は10問まで と制限がある。
- ◇ICT の活用については、議場に大型のスクリーンが設置されており、プロジェクターにより資料表示ができ、多数の議員が資料を PDF ファイルにて作成し一般質問を行なっている。併せて、資料引用の場合、著作権等を含め注意事項を確認するためのチェックシートがあり、事務局へ資料とともに提出している。

大型モニターの導入、マイクシステム更新も進めている。改めて費用を含め た調査研究が必要と認識した。